



道路交通法の改正と高齢運転者・認知症について

近年、高齢者の自動車運転死傷事故が目立つようになりました。超高齢社会の到来に向けて、高齢運転者による交通事故を増やさないために検査・講習を行い、事故を未然に防ぐことを目的とし平成29年3月12日、道路交通法が改正されました。道路交通法（道交法）がどのように変わったのか、高齢者（75歳以上）の視点で見ていきましょう。

■認知症の検査の強化

一般に高齢になるほど、運動・判断能力の低下がみられるようになります。しかし、低下には個人差があり元気な方もいらっしゃるため、認知症になりかけている方も運転をしているのが現状です。そこで、危険運転のリスクがある方に自覚して頂くため、見直し講習・検査を行うなど、対策が強化されます。具体的には、「75歳以上の運転免許保有者」に対し、記憶力や判断力の認知機能検査が強化されます。3年に1度の免許更新時に75歳以上の方は以下の検査が実施されます。（認知症の確定診断をするものではありません）

- ①時間の見当識…現在の年月日、曜日、時間を解答用紙に記入します。
- ②記憶力の検査…1枚の絵に4つの絵が描かれているものを見て覚え、それを続けて4回（16個の絵）覚えます。その後、別の問題を解きながら一定時間あけ、再度、見て覚えた16個の絵の名前を解答用紙に記入します。ヒントが書かれていますので、それを手掛かりに記入します。
- ③時計の描画……指示された時間を元に、アナログ時計の絵を描きます。



以上の検査を行い、第1分類、第2分類、第3分類に振り分けられます。

- ・第1分類…認知症の恐れあり。速やかな医師の診断が義務付けられ、認知症と診断されれば免許取り消し、もしくは停止となります。
- ・第2分類…認知機能が低下している恐れあり。ドライブレコーダーを使用した個別指導を含む、3時間の講習が課せられます。
- ・第3分類…認知機能が低下している恐れなし。2時間の講習を受講します。

改正前も、3年に一度の検査は実施していましたが、第一分類でも一定の違反をしなれば医師の診察は必要ありませんでした。このため、次の検査（3年後）までの間に認知症が進み、重大事故を起こす危険性がありました。（※芹沢病院では、第1分類（認知症の恐れあり）に該当する方の診察を行っております。お気軽にご相談ください。）

—警察庁ホームページ 及び 静岡新聞 3月13日号より一部抜粋—

平成29年度

特定健診(三島市国保・三島市後期高齢者の方)および 三島市がん検診のお知らせ

今年も、**5月より10月末まで**の期間、三島市の「特定健診」・「がん検診」を行っています。

当院では、「特定健診」・すべての「がん検診」および「肝炎」の

検診が出来ますが、胃内視鏡による胃がん検診などのように、

事前予約が必要なものや、曜日・時間が決まっているものが

ありますので、もしご不明な点があれば、事前にお電話等にて

お問い合わせ下さい。またご来院の際は **受診カード** を忘れずにお持ちください。

例年9月・10月は、大変混み合いますので早めの受診をお勧めします。

